

ライフ アンド マネー 通信

[発行]
株式会社 ライフアンドマネークリニック
〒730-0802
広島市中区本川町2丁目1-9 日本本川町ビル4F
TEL.082-532-1182 FAX.082-232-6727
E-mail:info@lamc.jp http://www.lamc.jp

L M C
Life & Money Clinic

2009年10月

LIFE & MONEY CLINIC COMMUNICATION LETTER

vol. **3**

しあわせになれる。 お金とくらしの知恵袋

夫が突然介護状態に

恵子さん(仮名)は七十二歳、体があまり丈夫ではなく、定年後は夫の国彦さん(七十三歳・仮名)と二人で支えあつて暮らしていました。しかし、国彦さんが、突然脳梗塞で倒れ緊急入院し、その後、要介護1の認定を受けるようになってしまいました。

左半身麻痺が残ったため、在宅で介護保険のサービスを利用しながら現在リハビリに励んでいます。

介護サービスを受けるには

介護サービスを受けるには、まず要介護認定の申請が必要です。窓口は住まいの区市町村の健康長寿課介護保険担当窓口または出張所、地域包括支援センターに依頼もできます。

申請後、要介護度の認定を受け、必要な介護サービスを組み合わせさせていただきます。なお、介護サービス

の利用料はかかった費用の1割負担で、国彦さんのある月の負担額は約1万3千円となりました。

国彦さんの状態の要介護1は、「食事、排泄、入浴、移動などの生活動作の一部に一部介護が必要な状態」です。国彦さんの場合、衣服の着脱が一人では難しく、歩行には杖や車いすを使っています。

いざという時あわてないために

恵子さんは介護保険のことは知っていました。が、いざ夫の身に突然起きると、入院や介護保険の手続きなどにうまく対応できませんでした。幸い入院先の病院の医療相談室や地域包括支援センターで親切に対応してもらえました。

恵子さんのように夫が突然介護状態になることも考えられます。前もって、介護保険のしくみ、窓口、サービスの内容を知っておくことが必要です。また、介護サービス料金に当てるお金を、貯蓄や

保険であらかじめ確保しておくことも大切です。

国彦さんの1ヵ月あたりの負担額

要介護1		区分支給限度基準額 16,580単位/月		訪問・通所サービスの1ヵ月あたりの支給限度額(要介護1)			
時間帯	サービス内容	事業所名	単位数	費用総額	給付率(%)	利用者負担	
10:00 ~16:00	通所介護	デイサービスセンター	週3日 (月・水・金)	9,503	97,215	90	9,722
10:00 ~16:01	通所介護機能訓練	デイサービスセンター	週3日 (月・水・金)				
10:00 ~16:02	通所介護入浴介助	デイサービスセンター	週3日 (月・水・金)				
10:10 ~11:59	訪問リハビリ	整形外科リハビリセンター	週1日(木)	2,440	25,083	90	2,509
	車いす貸与	××株式会社広島事業所		900	9,000	90	900
	歩行器貸与	××株式会社広島事業所					
		合計	12,843	131,298			13,131

■高橋佳良子を知りたい・伝えたい■

エンディングノートを充実させる、あんなこと、こんなこと

後に遺す大切な人たちの間に
無用なトラブルを生じさせないための「遺言」を

——今回は、「遺言」について、司法書士・行政書士の荒俣政吉さんにお話を伺います。遺言は、エンディングノートとも近い意味合いを持っていると思うのですが、違いはあるのでしょうか？

「遺言」も、「エンディングノート」も、その人の希望を死後に遺し伝えると言う意味では確かに似ています。しかし、大きく異なるのが法的拘束力の有無ですね。更に言えば、遺言は、法に則って作成する必要があります。エンディングノートの方は自由に書くことができますよね。また、テーマも多岐に渡っているもので、考えをまとめていく過程にも非常に向いていると思います。エンディングノートの延長線上に、遺言状があると考えてもいいのではないのでしょうか。

——「遺言」というと、お金持ちが書くもの、というようなイメージを持つ人も多いと思うのですが、多くの人は、「自分が死んだ後のことは、遺された人が何とかしてくるだろう」と考えがちです。しかし実際には、銀行口座一つ動かすにも、大変複雑な手続きを要します。また、普段は仲の良い親族でも、いざお金が絡む話になると、スムーズに行かないことが多いのも事実です。遺言で、必要な手続きや財産の分け方を指定しておくことで、遺される人たちの無用な混乱や手間を省くことができるのもいいですね。絶対必要とまでは言いませんが、できれば、準備しておきたいものですね。

——「遺言」を遺しておいたほうがよいケースもあるのでしょうか？
まずは子どもがいないご夫婦です

ね。相続には順位があり、子どもがいなかった場合は親に、親もいない場合は兄弟に、と相続権が与えられます。ここで考えてみていただきたいのですが、自分の配偶者の親、ましてや兄弟達と、腹を割ってお金の話ができるでしょうか？

なかなか難しいですよ。離婚歴があり、以前の配偶者との間に子どもがいる場合も同様の理由から遺言の作成をお奨めします。また、子どもがいないご夫婦の場合、共働きの場合が多く、お二人とも財産をお持ちの場合が多いので、夫婦それぞれが遺言状を準備するようにはしたいですね。そして、もう一つが、ぜひこの人には「という遺言を残したい場合。例えば、この人には財産を遺したくない」とか、逆に「お世話になったこの人には特別に財産を遺したい」

相続・遺言書・成年後見の専門事務所

「相続」に関するエキスパートとして、相続手続きや遺言書作成、成年後見を専門に扱う。司法書士・行政書士のダブル資格で、相談者からの様々な要望にも対応可能。

荒俣政吉 司法書士行政書士事務所
〒730-0017
広島市中区鉄砲町1-20
第3ウエノヤビル9階(女学院の向かい)
電話 / 082-511-7032
mail / shoshi@aramata.com

ホームページは

荒俣政吉

検索



ホームページでは、相続や遺言についてQ&A形式で紹介。相談手続きの流れについても分かりやすく解説されている他、荒俣さんの人となりも伝わってくるので、まず覗いてみては。

相続や遺言についてまとめた小冊子。ホームページから申し込めば、A4Lジュメで入手可能です。



今回お話を伺ったのは

荒俣政吉
司法書士行政書士事務所
司法書士・行政書士
あらまた まさきち
荒俣 政吉さん

昭和39年生。東京都神田出身。平成元年 早稲田大学法学部卒。当地自動車メーカーに入社。財務を中心に12年間勤務。退職後、平成16年に司法書士・行政書士の資格を取得し、翌平成17年6月、広島市中区にて開業。

家計・資産
見直し実例

その悩み、こうして 解決しました!

退職前の家計の見直し

【Cさんのプロフィール】

Cさん=59歳 / 会社員 来年退職後再雇用を希望している
奥 様=57歳 / 専業主婦
長 男=35歳 / 結婚独立
次 男=33歳 / 独身別居

【Cさんのご希望】

退職金の運用、保障の見直し、さらに子どもが独立した現在は庭付き一戸建てが広すぎ、住み替えを希望。その際の資金計画を教えて欲しい。年に一回は国内旅行か海外旅行にいきたいが大丈夫だろうか。

2000万円の死亡保障と日額1万5000円の入院給付金で年に20万円以上の保険料の支払いが退職後も継続するため、必要な保障に組み替えました。保障は、死亡保障を減らして、医療保障は終身保障のものに加入することで一生涯の保障を確保。住み替えをした場合の資金計画に無理がないか検討しました。結果、現在のマイホームを売却して市内にある長男の家の近くに中古マンションを購入。水回りやクロスをリフォームして、使い勝手を向上させることができました。

見直しのポイント

保障を見直すことで年間保険料が半減。住み替えをした場合の90歳までの生活費と預貯金の推移をシュミレーション。問題ないことを確認。購入後の住まいは中古をリフォームと、費用を押えながら満足できる仕様に。自宅の売却が残っていた住宅ローンを清算し、中古マンションは現金で購入。リフォーム資金は退職金の一部を活用。

お客様の声

相談したことで漠然とした不安を解消することができました。妻も自分たちの老後資金の目途がはっきりわかったことで安心の様子。これからは楽しみです。

スタッフ・ パートナー紹介



私が解決します!!

こんにちは。ファイナンシャル・プランナーの井手浩美です。お客様にとって最適な、住宅ローン、保険、金融資産の運用方法は、それぞれのライフプランやお考えによって千差万別です。しかし実際、現状を拝見させていただくと、ご自身のお考えが上手く反映出来ないケースが多く見受けられます。お客様に「より最適なプラン」を提案させていただき、日々安心して暮らしていただくことが私の喜びでもあります。

「などのケースですね。」
——「遺言」を遺したい場合、どのようにすればよいのでしょうか? 遺言には主なものとして2種類、「自筆証書」と「公正証書」があります。本人が自筆ですべて書くのが自筆証書で、公証人に作成してもらうのが公正証書です。自筆証書は書く内容もすべて本人次第。準備しやすく、本人の負担は少ないですが、書き方によっては内容が

どうとでも取れたり、家庭裁判所で「検認」という手続きをする必要があったりと、遺される側の負担が大きくなりがちです。逆に公正証書の場合は、作成時にお金はかかりませんが、遺言執行の手続きや負担は比較的簡単になります。専門家に相談すれば見積もりしてもええます(戸籍確認など見積もりに必要な経費は実費請求となるでしょう)ので、まずは問い合わせし

てみてはいかがでしょう?」
——司法書士や行政書士の事務所というと、敷居が高いと感じる方もおられるようですが。
いわゆる「土業」もサービス業、と私は考えています。依頼する際の話しやすさや納得感、安心感も、事務所選びの重要なポイントです。電話や直接のお話を通して、「この人なら任せられる」と思える人にご相談されるのがベストですね。



お話の聞き手

株式会社
ライフアンドマネー
クリニック

代表取締役社長
高橋佳良子

1990年AFP、97年CFP取得。平成13年に会社を設立し、社長就任。広島県の金融広報アドバイザーなどの他、広島テレビの情報番組「旬感 テレビ派ッ!」のコメンテーターとしても活躍中。平成19年には金融庁金融知識普及功労者賞受賞。

HPリニューアルしました!

このたび弊社ホームページに下記コンテンツを追加しました。

- LMCの考え 私たちが目指すもの
- これまでのセミナー事例
- 個人相談事例

弊社の業務内容をより具体的にご案内するために、セミナーと個人相談の事例をふんだんに掲載しています。事例はこれからも随時追加していきます。ぜひご覧下さい。

[新コンテンツの内容]

●●● LMCの考え 私たちが目指すもの

弊社の理念や強みをご紹介します。また、家計の改善をするために弊社のできることをご提案しています。より多くの家計が豊かに暮らしていくためのヒントになさってください。

- ライフアンドマネークリニックの考え
- 私たちの使命
- 私たちの強み
- 現在の家計の問題点
- 家計見直しへの考え方と取り組み
- 危機に陥らないための個人コンサルティングのご案内

●●● 年間セミナー500回 これまでのセミナー事例

これまでのセミナーの講演内容をまとめました。あわせて、弊社のお伝えしたいファイナンシャル・プランニングのポイントやお客様の理解度なども加えています。50件あまりの事例をご紹介しますので、家計見直しのご参考になさってください。なお、セミナー事例は随時追加してまいります。

●●● 家計が劇的に改善 個人相談事例

「具体的にはどんな相談にのってもらえるのか?」「どういう回答をしているのか」というご質問にお答えして、具体的な相談事例の内容を載せました。保障、運用等ジャンルごとに分類して掲載しています。コンサルティングをご依頼くださるときのご参考にして下さい。

なお、相談事例は随時追加してまいります。

[HPアドレス] ▶▶▶ <http://www.lamc.jp>

ぜひご覧
下さい!

お役立ちサービス・商品情報

ライフアンドマネークリニック

- お陰様で「マイエンディングノート」が発行から間もなく1年、来月には第2版準備中。
- ご相談に応じます!
老後の介護保険・健康保険はどうなるの?
足りない部分を生命保険・医療保険で補った方がいいの?
現在は健康でも将来判断能力が衰えた場合、どうしたらいいの?
他にも、住み替えや財産管理など様々なご相談をお受けしています。

「ライフアンドマネークリニック」は、皆様の生活と家計を豊かにする会社です。

LMC
Life & Money Clinic

【スタッフ】



代表取締役社長
たかはし かよこ
高橋佳良子



代表取締役副社長
はまだ じゆんこ
波多間純子



取締役
さきた ようこ
幸田洋子

お問い合わせはお気軽にどうぞ!!

TEL.082-532-1182

E-mail: info@lamc.jp

<http://www.lamc.jp>

株式会社ライフアンドマネークリニック

〒730-0802

広島市中区本川町2丁目1-9

日宝本川町ビル4F

FAX.082-232-6727